

長野県花田養護学校スクールバス運転管理等業務委託仕様書

長野県花田養護学校

長野県花田養護学校（以下「学校」若しくは「委託者」という。）スクールバス運転管理等業務委託契約書（以下「契約書」という。）の相手方（以下「受託者」という。）に委託する業務（以下「委託業務」という。）は、契約書第2条に基づき、この長野県花田養護学校スクールバス運転管理等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるところにより行うものとする。

1 対象児童生徒数

花田養護学校に在籍する児童生徒74名（内通学時バス利用人数12名）。なお、この人数は、委託契約公告時の令和6年度当初見込数のため増減有。

2 スクールバス

委託契約第2条に規定する車両に規定する通称、乗車定員、運行方面等は次のとおり。

号車名	車両登録番号	乗車定員等	運行方面
1号車	諏訪800 さ 1883	21人乗り(内、車椅子4台) ディーゼル 175PS	岡谷市・塩尻市
2号車	諏訪800 さ 1884	21人乗り(内、車椅子4台) ディーゼル 175PS	諏訪市・茅野市

3 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 委託業務

(1) 業務内容

業務の実施にあたって、委託契約第14条の規定に基づき選任する車両管理責任者等の業務は、別添「長野県花田養護学校スクールバス運転管理等業務委託実施要領（以下、実施要領）」に基づき実施される。また、実施要領第2に定める委託業務実施者の役割については以下のとおりとする。

ア 車両管理責任者及び整備管理者

受託者は、運行するスクールバス（以下「車両」という。）の管理及び運転業務などスクールバスの運行に関して相当な知識や経験を有する委託業務の総括を担当し、整備管理者の資格を有する者を車両管理責任者として従業員の中から選任し、委託者に報告する。

車両管理責任者は、道路運送車両法第50条の整備管理者の業務を担い、委託業務実施に係る責任者として、委託者からの指示や連絡を受け、車両管理員を指導監督すると共に、日常業務に対する必要な指示を行う。また、車両管理員及び添乗員に欠勤や病欠等が生じた場合は、直ちに委託者に報告をして、委託業務に影響が生じないように迅速な対応を行う。

イ 車両管理員

受託者は、委託業務に係る車両の管理や運転を行う者を車両管理員として、必要数を確保する。

車両管理員は、車両に係る日常の作業点検、並びに、車両機能の良好状態の確認、維持、清掃、消毒、盗難、及び破損防止など、車両の管理に必要な事項について、責任をもって行う。

なお、運行日の車両管理確認日誌、車両走行実績、及び、車両管理報告について、書面で作成のうえ、毎月、委託者に提出する。

また、児童生徒の安全を第一として、通学及び学校行事のための車両の運転、並びに、車両の運行時に必要な無線連絡を行う。

ウ 添乗員

受託者は、委託業務に係る車両において、児童生徒の安全を確保し、介助の知識を有する者を添乗員として各1名乗車できるように確保する。

添乗員は、車両運行日には毎日乗務し、乗車中及び乗降介助時等の児童生徒の安全を第一として、必要な連絡を学校と取り合う。また、昇降機利用等の乗降時を含めスクールバスの安全な運行の確保のために責任をもって指導監督することとする。

なお、運行日の児童生徒の健康状況、乗車降車状況、指導状況等について確認記録をし、児童生徒を引き渡す際に委託者に提出する。

(2) 運行日数等

次のとおりとする。

- | | |
|--------|--|
| ア 通 学 | 開校日における送迎のための運行
年間行事予定にて定めた日とする
※ 乗車予定児童生徒が欠席等により不在となった場合は休止する |
| イ 学校行事 | 通学日その他休業日に実施される校外活動等の送迎
行事数100回以内
※ 1日1台を1回として換算
※ 宿泊を伴う場合は2日1台を2回として換算 |
| ウ 試 走 | 運行経路を変える場合等必要に応じて試走を実施 |

(3) 損害賠償

受託者は、委託業務の実施に関して、長野県及び学校又は第三者に損害を与えたときは、直ちにその損害を被害者に賠償する。

(4) 経費負担

受託者が負担する経費の項目は、次のとおりとし、詳細は、業務委託実施要領による。

なお、車両に係る法定点検は3か月毎に実施し、点検結果及び整備の概要を委託者に提出するものとする。

- ①人件費、②被服費、③燃料油脂費、④修理点検費、⑤車検・法定点検費、
⑥消耗品費・維持費、⑦任意保険料、⑧職員研修費、⑨その他経費

(5) その他留意事項

- ア 委託業務の実施にあたっては、関係法令を守り、善良なる管理者の注意をもって処理すること。
- イ 委託業務実施中に知り得た秘密及び一般的に公表されていない事項については、他に漏らさないこと。
- ウ 運転手及び添乗員は、障がいがある児童生徒に理解のある者を選任すること。
- エ 児童生徒の安全及び通学の確保を第一とし、上記（1）に定める委託業務実施者の役割にかかわらず、協同して委託業務に携わること。
- オ 車庫の清掃や管理についても注意すること。
- カ 突然の車両故障など緊急で運行ができなくなった場合は、委託者に連絡をすると共に、連携して迅速に必要な対応をすること。

5 運行経路及び乗降場所

原則として一般道路を使用し、安全かつ最短なコースとし、委託者と調整の上決定する。
なお、乗降場所、運行時間は、以下のとおりとする。

なお、この運行経路及び乗降場所は、委託契約公告時点の案のため、児童生徒の状況により変更が有るものとする。

(1) 1号車（岡谷市・塩尻市方面）

ア 登校便（行程約37km）

7:10 花田養護学校→7:55 小坂田公園（塩尻市）→8:20 蚕糸博物館（岡谷市）→8:35 花田養護学校

イ 下校便（行程約37km）

14:35 花田養護学校→14:45 蚕糸博物館（岡谷市）→15:15 小坂田公園（塩尻市）→16:20 花田養護学校

(2) 2号車（諏訪市・茅野市方面）

ア 登校便（行程約31km）

7:00 花田養護学校→7:30 茅野市運動公園→7:55 J A 信州諏訪本所（諏訪市）→8:20 教念寺（諏訪市）→8:35 花田養護学校

イ 下校便（行程約31km）

14:35 花田養護学校→14:50 教念寺（諏訪市）→15:10 J A 信州諏訪本所（諏訪市）→15:30 茅野市運動公園 →16:00 花田養護学校

6 その他

- ・運行の前後において、安全点検を行うと共に、必要な清掃、消毒を行う。
- ・清掃の際の水道の使用について、車庫隣接の水道を使用できるものとする。ただし、冬期間は凍結防止のため使用不可とする。
- ・車両管理員及び添乗員は、委託期間中に委託者が開催（年15回以内・1時間程度）する校内打合せ（スクールバス運行委員会等）に出席する。
- ・4の（2）のイに記載する学校行事の令和5年度実績は22日（33回）であった。また、令和6年度の予定の内、15回程度は運行時間が長くなる行事（障がい者スポーツ大会参加、近隣複数カ所を巡る行事等）を予定している。